事例紹介 ~ リベンジポルノ防止法~



O. 題材とする議員立法

リベンジポルノ防止法

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年)

・リベンジポルノ

(嫌がらせ・腹いせの目的で元交際相手・元配偶者の性的なプライベート写真・動画をインターネット上に流出させる行為) 等による被害を防止するため、

- 1罰則
- ②プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)
- ③支援体制の整備等

について定める法律

1. リベンジポルノ防止法の立案①立案依頼

立案依頼法制度化

条文化作業

の検討

党内手続

提出

国会審議

成立

平成25年10月

三鷹ストーカー殺人事件

⇒ リベンジポルノが社会問題化

同 年12月

自民党女性局(三原じゅん子女性局長)が勉強会立ち上げ

平成26年 2月

自民党政務調査会内に「リベンジポルノ問題に関する特命委員会」(平沢勝栄委員長)設置

⇒ 衆議院法制局に立案依頼

「特命委員会でのヒアリング・議論に陪席しつつ、**政策構想の** 具体化を手伝ってほしい」旨の依頼

政策的対応に関与

政策構想を練るスタートの段階から補佐

社会的に大きな注目を集める問題への

2. リベンジポルノ防止法の立案②法制度化の検討

立案依頼

法制度化 の検討

条文化作業

党内手続

提出

国会審議

成立

平成26年 2月~ 法制度化の検討

特命委員会に陪席しつつ依頼議員と幾度も打合せを重ねて政策構想を具体化し、その法制度化に向けた様々な調査・検討を行う

- ✔ 既存の罰則の適用で十分ではないか(⇒次スライド)
- ✓ 罰則は表現の自由を侵害 しないか 等

画像の拡散を防止 するため、1日も 早い削除が必要

リベンジポルノを

正面から処罰する

法律がない

- ✔ 特例を設ける必要性・合理性 はあるか
- ✔ 特例は表現の自由を侵害 しないか

リベンジポルノに 対する<mark>罰則</mark>を新設

プロバイダ責任制限法 の特例を新設(削除の 同意照会期間を短縮)

2. リベンジポルノ防止法の立案②法制度化の検討(続)

立案依頼

法制度化 の検討

条文化作業

党内手続

提出

国会審議

成立

✔ 果たして本当にリベンジポルノ行為に対する罰則の新設は必要か、 現行法の既存の罰則を適用することで十分ではないか

人の社会的評価を害するに 足る行為であることが必要

⇒その立証は必ずしも 容易でない 名誉毀損罪 (刑法230条) で処罰できる部分 既存の罰則の間隙を カバーする必要!

画像の「わいせつ」性 が要件

IJ

⇒「わいせつ」には当 たらない性的画像 の公表等によっても 重大な被害が発生 わいせつ物 頒布等罪 (刑法175条) で処罰できる部分 児童ポルノ 禁止法違反 の罪(同法7 条2項・6項) で処罰できる部分

1

术

被害者が18歳未満の児童である場合のみ

⇒被害者は18歳未満の 児童に限られない

罰則の新設は、国民の権利と自由に制限を加えるもので、 国民生活に大きな影響を及ぼすため、慎重に検討

3. リベンジポルノ防止法の立案③条文化作業



特命委員会で法制度の骨格が決定

- ① リベンジポルノ画像を提供する行為等の処罰
- ② インターネット上のリベンジポルノ画像の迅速な削除を実現するための「プロバイダ責任制限法」の特例
- ③ 被害者に対する支援体制の整備等

⇒ 条文化作業

表現の正確さ・簡潔さ・平易さのバランスに 留意しつつ、上記①~③等の法制度を具体 的な条文の形に(局内審査を経て確定)

✔ 「リベンジポルノ画像」を条文上どのように 定義すればよいか

国民の行動の自由を保障する観点から、 罰則が適用される要件は明確なもので なければならないため、慎重に条文化 私事性的画像記録の提供等による被害の助止に関する法律案

(目的)

私事性的画像記録の提供等による被害の助止に関する法律案

私事性的画像記録に係る情報の消過によって名誉又は私生活の平穏の侵害があった場合における神定電気

が私生活の平穏の侵害による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及

の特例及び当該提供等による被害の発生又はその拡大を防止関する法律(平成力)を提高することを認定を

が私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止する法律(平成力)に提出る人の変維が顕彰された

面像(機態の対象とされた着(以下「撮影対象者」という。)において「報記者」という。)が開覧することを認

撮影対象者から提供を受けた者以外の者(次条第一項において「第三者」という。)が開覧することを認

撮影対象者から提供を受けた者以外の者(次条第一項において「第三者」という。)が開覧することを認

撮影対象者のと提供を受けた者以外の者(次条第一項において「第三者」という。)が開覧することを認

撮影対象者のと提供を受けた者以外の者(次条第一項において「第三者」という。)が開覧することを認

撮影対象者のと様に撮影を永諾しては接属することができない方式で作られる記録であって、

手的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては接属することができない方式で作られる記録であって、

手の方式、磁気的方式その他人の知覚によっては接属することができない方式で作られる記録であって、

4. リベンジポルノ防止法の立案④党内手続~提出

の検討 党内手続 出 提 寸

平成26年10月

自民党党内手続(法案を国会に提出するために必要な政党の内部手続)

- ① リベンジポルノ問題に関する特命委員会・内閣部会・総務部会・ 法務部会・外交部会・文部科学部会合同会議
- ② 政調審議会
- ③ 総務会

同 年11月

委員長提案(全会一致)を目指して他党へ説明

党内手続・他党への説明のいずれにおいても、 説明資料の作成(右図参照)・法案説明の補佐・ 質問への対応など、依頼議員を補佐

> 数多くの政党・関係議員へ説明に回り、 幅広い賛同を得る

⇒ 提出(衆議院総務委員長提案)



5. リベンジポルノ防止法の立案⑤国会審議~成立

立案依頼

法制度化 の検討

条文化作業

党内手続

提出

国会審議

成立

国会審議(衆議院総務委員会・参議院総務委員会)

事前に想定問答・答弁案を作成し、審議当日も委員会答弁を補佐

11月18日 衆・総務委 塩川鉄也議員(共産)

(問)

現行法の対応如何。本法案の立法趣旨。

【答】

- 1 現行法では……
- 2 そこで、本法案では……

衆議院法制局 職員



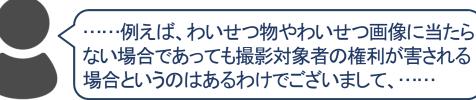
……従来、わいせつ罪や名誉毀損罪、児童ポルノ 禁止法等の現行法があるわけですけれども、こう いうものでの対応はいかがなのか、本法案の立法 趣旨とあわせ御答弁をいただければと思います。



平沢勝栄議員(自民)

補佐

塩川鉄也議員(共産)



第187回国会衆議院総務委員会議録第3号 (平成26年11月18日)3·4頁参照

100問を超える想定問答を準備し、 最後にして最大の山場を乗り切る

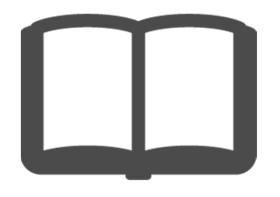
6. リベンジポルノ防止法の立案⑥その後

・毎年着実に検挙

| 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-------|-------|-------|-------|
| 53件 | 48件 | 57件 | 36件 |

(令和元年版 犯罪白書) 文立案を担当した法律が社会の 中で機能していることを実感し 感慨もひとしお

・六法全書にも収録



ぇ; まさに「六法全書に残る仕事」

皆さんと一緒に働ける日が来ることを 楽しみにしています。



ご視聴ありがとうございました。